

併給関係に係る Q & A

施設入所者が一時帰宅した場合のサービス利用について

Q 施設報酬の日額化に伴い、入所者が一定期間以上にわたって一時帰宅する場合には報酬が算定されないこととなるため、この期間中に帰宅先で居宅介護を利用することはできるか。

また、一時帰宅中に帰宅先で日中活動サービスを利用することは差し支えないか。

A 施設入所者が一時帰宅する場合、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービス及び日中活動サービス（旧体系の施設入所者に限る。）について支給決定を行うことは可能である。

なお、新体系の施設入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援とは別途の日中活動サービスに係る支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に利用することは可能である。

施設入所者、グループホーム入居者が一時帰宅した場合の短期入所の利用について

Q 施設入所者又はグループホーム入居者が一時帰宅した場合、帰宅先で短期入所を利用することはできるか。

A 施設入所者又はグループホーム入居者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設又はグループホームに戻って必要な支援を受けることが想定される。ただし、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又はグループホームとが遠隔地であるため直ちに入所施設又はグループホームに戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。

通所施設に通所しない日のデイサービス利用について

Q 平成18年4月から通所に係る報酬が日額化されることに伴い、実際に通所しない日は報酬が算定されないこととなるが、平成18年4月から9月までの間において、通所施設支援の支給決定を受けている場合、実際に通所しない日に障害者デイサービスを利用することは可能か。

A 市町村が必要と認める場合において、通所しない日に介護給付費の支給を受けてデイサービスを利用することは可能である。

日中活動サービスの組み合わせ利用について

Q 複数の日中活動サービスを組み合わせることは可能か。（新体系相互間、旧体系相互間、新体系・旧体系相互間）

A 日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられるが、障害者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、新体系、旧体系を問わず、複数の日中活動サービスを組み合わせることは可能である。

なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない。（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できない。）